3　支給対象犯罪行為の範囲
⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間
平成24年11月頃から平成25年４月20日頃までの間
⑵　支給対象犯罪行為の内容
被告人７名が、小松健次、山田竜馬、熊倉佑樹、橋本庄治らと共謀の上、「合同会社グレインハーベスト（以下、「グレインハーベスト社」という。）」及び「合同会社コンチネンタル・エナジー・ジャパン（以下、「コンチネンタル社」という。）」と称する架空の投資会社への出資金の名目で多数の被害者から金員を詐取した組織的詐欺の事案
4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
主な犯行手口
⑴　「グレインハーベスト社」、「コンチネンタル社」といった営業実体のない架空の投資会社を設立する。
詐欺に使うパンフレットや出資証券等の書類を作成したり、被害者の下へ現金を受け取りに行く「受け子」が詰める「本社」と呼ばれる事務所と、被害者にだましの電話をかける「かけ子」の事務所を用意する。
いわゆる「名簿屋」から入手した名簿をもとに、「かけ子」のメンバーが被害者に電話をかけ、「グレインハーベスト社に出資すれば、過去の出資金を取り戻すことができる」などと言って被害者をだまし、現金を口座に振り込ませるのではなく、直接被害者の下へ現金を取りに行く約束をする。次いで、「かけ子」が「本社」の人間にその日時・場所等を伝え、「本社」側の「受け子」が被害者の下へ赴き、契約書や出資証券、領収書といった書類と引き換えに被害者から現金を受け取る。
なお、「かけ子」が電話で被害者に名乗るのは全て偽名であり、被告人の間でも偽名を用いている。
⑵　「営業部」と呼ばれる「かけ子」の拠点となる事務所を全国に複数用意する。その後、摘発のリスクを少なくするため、約３か月という短期間で拠点を移す。例えば、グレインハーベスト社では、大阪市中央区内の事務所を拠点とする「第３営業部」が「かけ子」を担当していたが、大阪府警の摘発により消滅した後は、別の「営業部」すなわち「かけ子」を用意し、コンチネンタル社に対する出資金名目の詐欺に乗り換えていく。
5　開始決定の時における給付資金の額　金5,117万1,044円
6　支給申請期間　平成29年１月31日から平成29年３月14日までの間
7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　被告人氏名　①尾西　鉄也、②大西　秀俊、③小林　英樹、④太田　泰芽、⑤仲本　良一、⑥三ツ川　毅、⑦秋本　貴雅
⑵　裁判所名　①、⑤、⑥、⑦　大阪地方裁判所
②第一審　大阪地方裁判所、控訴審　大阪高等裁判所、上告審　最高裁判所
③、④第一審　大阪地方裁判所、控訴審　大阪高等裁判所
⑶　裁判年月日　①平成27年７月１日
②第一審　平成27年７月１日、控訴審　平成27年12月24日、
上告審　平成28年３月23日
③第一審　平成27年２月17日、控訴審　平成28年２月16日
④第一審　平成26年３月27日、控訴審　平成26年11月19日
⑤平成26年５月13日、⑥平成26年５月７日、⑦平成26年12月24日
⑷　確定年月日　①平成27年７月16日、②平成28年３月29日、③平成28年３月２日、
④平成26年12月４日、⑤平成26年５月28日、⑥平成26年５月22日、
⑦平成27年１月７日
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
被告人らは、農業関連企業等への投資を事業内容とする「合同会社グレインハーベスト」及び資源関連企業株等を対象とした投資を事業内容とする「合同会社コンチネンタル・エナジー・ジャパン」に対する出資金名目で現金をだまし取る詐欺行為を行う集団を構成し、組織により反復して詐欺行為を行っていた団体であるが、詐欺行為を行うための組織により、平成24年11月下旬頃から平成25年４月13日頃までの間、６名の被害者から前記３⑵記載の組織的詐欺の犯罪行為により現金合計１億1,770万円をだまし取った。
（罪　　名）
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反
8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）
〒553―8512　大阪市福島区福島１丁目１番60号
大阪地方検察庁　被害回復給付金担当　電話（代表）06―4796―2200　内線3118
○　前記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（大阪地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は前記８のとおり）。
○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（大阪地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成29年１月31日　　国土交通大臣　石井　啓一

種類	縮尺	実施時期	地域 所属	地域 番号	地域 図名	摘要
地形図	２万５千分１	平成28年	札幌	10―3	札幌北部	調製・多色・柾判
〃	〃	〃	〃	11―1	清田	〃　〃　〃
〃	〃	〃	秋田	2―4	国見温泉	〃　〃　〃
〃	〃	〃	仙台	11―2	笹谷峠	〃　〃　〃
〃	〃	〃	水戸	14―2	羽黒	〃　〃　〃
〃	〃	〃	千葉	11―3	八街	〃　〃　〃
〃	〃	〃	宇都宮	8―1	栗橋	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	12―3	三ケ尻	〃　〃　〃
〃	〃	〃	横須賀	5―1	横須賀	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	15―3	伊東	〃　〃　〃
〃	〃	〃	相川	12―1	両津北部	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	12―2	両津	〃　〃　〃
〃	〃	〃	長岡	2―4	弥彦	〃　〃　〃
〃	〃	〃	高田	3―3	越後湯沢	〃　〃　〃
〃	〃	〃	長野	1―1	上野中山	〃　〃　〃